

ハイライト:

- ・月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引き上げについて解説を行います。
- ・協会けんぽの各種申請書様式が変わります。

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
月60時間を超える 時間外労働の 割増賃金率の引き上げ	1
協会けんぽの各種申請書 様式が変わります	2

年末のせわしなさを感じる時期となりましたが、コロナウイルスは第8波の懸念が高まっており、感染対策が引き続き重要となっています。寒さも日々増していますので、体調管理にはお気をつけください。今号は、時間外労働の割増賃金率の引き上げ、社会保険手続の変更項目について取上げます。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



## 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引き上げ

令和5年4月1日から、先行している大企業と同様に、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。

(2023年3月31日まで)			(2023年4月1日から)		
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% (2010年4月から適用) 中小企業は 25%			月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ		
	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕			1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

➤2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

従って、月60時間を超える残業を深夜労働(22時～翌日5時)時間帯に行った場合には深夜割増賃金率25% + 時間外割増賃金率50% = 75% の割増率となります。

なお、月60時間の時間外労働の算定には法定休日労働の時間は含まれません。具体的な算出方法は以下のとおりとなります。

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

↑  
法定休日労働

↑  
月60時間を超える時間外労働

#### 割増賃金率

- ◆ 時間外労働（60時間以下）                      カレンダー－白色部分                      = 25%
- ◆ 時間外労働（60時間超）                        カレンダー－緑色部分                      = 50%
- ◆ 法定休日労働                                        カレンダー－赤色部分                      = 35%

< 出典：厚生労働省「2023年4月1日から月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。」 >

割増賃金率の引き上げに合わせ、就業規則の変更が必要となる場合がありますので、事前に確認を行って下さい。ちなみに、下記のような規定内容が考えられます。

(割増賃金率)

第 条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1) 1ヶ月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。起算日は毎月1日とする。

時間外労働60時間以下	25%	
時間外労働60時間超	50%	(以下略)

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！  
<https://my-naka.com/>

## 協会けんぽの各種申請書様式が変わります

令和5年1月に協会けんぽへの各種申請書様式の変更が予定されています。傷病手当金、出産手当金、高額療養費支給申請書など、比較的に利用する機会が多い手続きが対象となっています。旧様式で申請すると手続きに時間がかかる恐れがありますので、ご注意ください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g2/cat297/>

**年5日の有給休暇取得義務、労働時間状況の把握義務、時間外労働の上限規制、産後パパ育休の創設等、会社が理解すべき労働・社会保険関係の改正項目が多数あります。対応に漏れがないようにしましょう！**

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

## 税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)

[nakamura-cpa@tkcnf.or.jp](mailto:nakamura-cpa@tkcnf.or.jp)